

大阪市学校薬剤師会会員 各位

令和7年4月26日

大阪市学校薬剤師会
会長 藤波 美津子

清潔検査について

平素は、本会の運営にご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記検査について、下記の検査方法に従って実施いただきますようお願いいたします。

検査方法

- ◆検査項目 清潔検査票参照
- ◆実施時期 令和7年4月～令和8年3月
- ◆実施回数 年1回（大掃除は学期ごと年3回）
- ◆検査方法 聞き取り（記録の確認含む）または直接確認
「黒板面の色彩」は中学校および実施可能な小学校で実施
- ◆検査票提出 年度末に学校および市学薬に提出
学校に対しては指導助言を含めて下さい
市学薬への提出は各支部長の指示通りに提出して下さい
- ◆日付記入上の注意
 - 「大掃除の実施」は児童生徒または業者による掃除の実施日
 - 「雨水の排水溝等」「排水の施設・設備」は学校薬剤師が目視により確認した日または学校に聞き取りした日
 - 「ネズミ、衛生害虫等」は発生を確認した日
 - 「黒板面の色彩」は検査実施日

必ず学校薬剤師が聞き取りおよび目視で検査を実施して検査票に記入してください。
検査票を学校に預けることのないようお願いいたします。

令和7年4月26日

大阪市学校薬剤師会会員 各位

大阪市学校薬剤師会
会長 藤波 美津子

学校保健計画について（確認依頼）

平素は、本会の運営にご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

学校保健安全法第5条では、学校においては、環境衛生検査について計画を策定し、これを実施しなければならないとされています。また、薬物乱用防止教室は、「第六次薬物乱用防止五か年戦略」において、学校保健計画に位置付け、すべての中学校及び高等学校において年1回は開催するとともに、地域の実情に応じて小学校においても開催に努めることとされています。更に学校保健安全法施行規則第24条では、学校薬剤師は、学校保健計画及び学校安全計画の立案に参加することとされています。

上記を踏まえて、新年度の学校保健計画策定までに、下記の環境衛生検査および薬物乱用防止教室（小学校はおくすり講座）が学校保健計画に組み込まれているか否かを担当校に確認していただき、下記項目が計画に組み込まれていない場合は協議を行い、計画に組み込んでいただきますようお願いいたします。

なお、大阪市では5月中旬までに各学校から大阪市教育委員会へ学校保健計画を提出することになっています。

記

- ・学校の清潔、ネズミ・衛生害虫及び教室等の備品の検査 通年度
- ・水泳プールの水質及び施設・設備の検査 6～9月
- ・ダニ又はダニアレルゲンの検査 7～8月
- ・飲料水等の水質及び施設・設備の検査 10～11月
- ・換気、温度及び相対湿度の検査 1～2月
- ・照度及びまぶしさの検査 12～2月
- ・学校給食施設及び設備の衛生管理の検査 毎学年3回
（給食調理室完備の学校のみ）
- ・おくすり講座（小学校）
- ・薬物乱用防止教室（中学校）

以上